

# 熊本県公報

第 1 1 4 9 5 号  
平成 18 年 12 月 20 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 臨時種畜検査の実施……………(畜産課) 1
- 結核予防法第 36 条の規定による医療機関の指定……………(健康危機管理課) 1
- 結核予防法第 36 条の規定による医療機関の辞退……………( " ) 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………(障害者支援総室) 2
- "……………( " ) 2
- 平成 18 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算の要領……………(財政課) 3
- 保安林の指定の解除の予定……………(森林保全課) 12
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定……………( " ) 12
- 保安林の指定に関する予定……………( " ) 12
- "……………( " ) 12
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………(社会福祉課) 13
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 13
- 道路の供用開始……………( " ) 14
- 生活保護法の規定による医療機関の廃止……………(社会福祉課) 14
- 生活保護法の規定による医療機関の辞退……………( " ) 15
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 15
- "……………( " ) 15

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立認証申請……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 15
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………( " ) 16
- 開発行為工事完了……………(建築課) 16
- 県有財産の売却……………(管財課) 16
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 17

## 告 示

### 熊本県告示第 1271 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成 18 年 12 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的  
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため。
- 2 検査対象  
家畜改良増殖法第 4 条に規定する牛の雄
- 3 検査の期日及び場所

検査日	時間	場 所
平成 19 年 1 月 9 日 (火)	午前 10 時から	財団法人熊本県農業公社西原公共育成牧場 (阿蘇郡西原村河原大野 4332)
	午前 11 時から	社団法人家畜改良事業団熊本種雄牛センター (阿蘇郡西原村河原大野 4332-16)

### 熊本県告示第 1272 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定

指令 番号	所 在 地	名 称	開設者		指定年月日
			住 所	氏 名	
46	天草市本渡町広瀬 5-21	十万山クリニック	天草市五和町二江 1477-57	中村 弓美	平成 18 年 11 月 9 日
47	天草市本渡町本戸馬 場 3199 番地	ほんど北薬局	天草市亀場町亀川 1731 番地の 2	有限会社 エーピー 薬局	平成 18 年 11 月 13 日
48	天草市楠浦町 278 番 地 1	くすうら薬局	天草市港町 16 番 11 号	有限会社 翔優	平成 18 年 11 月 15 日
49	葦北郡津奈木町岩城 2320	医療法人 六華 会 おれんじ歯 科クリニック	八代市鏡町下有佐 104	医療法人 六華会	平成 18 年 11 月 22 日
50	合志市栄 2497-10	医療法人五岳会 宮川内科医院	合志市栄 2497-10	医療法人五岳会 宮 川内科医院	平成 18 年 12 月 1 日

**熊本県告示第 1273 号**

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。

平成 18 年 12 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

辞退

所 在 地	名 称	開設者		辞退年月日
		住 所	氏 名	
葦北郡津奈木町岩城 2320	おれんじ歯科ク リニック	熊本市武蔵ヶ丘 5- 14-15	宇野 哲也	平成 18 年 11 月 21 日
合志市栄 2497-10	宮川内科医院	合志市栄 2497-10	宮川 俊作	平成 18 年 11 月 30 日

**熊本県告示第 1274 号**

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
宇城学園グループホーム事業所 宇土市住吉町 955 番地 1	社会福祉法人 宇城学園 宇土市住吉町 955 番地 1 宮崎 征司	平成 18 年 12 月 1 日	4322300023	共同生活援助

**熊本県告示第 1275 号**

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
社会福祉法人煌介護支援センター・イルカ 天草市亀場町亀川 142-7	社会福祉法人 煌 福岡県福岡市博多区博多駅中央街 8 番 36 号 行岡 良治	平成 18 年 12 月 11 日	4313000269	居宅介護

**熊本県告示第 1276 号**

平成 18 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算は、平成 18 年 11 月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により公表する。

平成 18 年 12 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成18年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

平成18年度熊本県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ632,789千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ732,638,804千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国庫支出金	108,264,661	210,385	108,475,046
	1 国庫負担金	36,312,955	138,397	36,451,352
	2 国庫補助金	70,418,790	64,362	70,483,152
	3 国庫委託金	1,532,916	7,626	1,540,542
2	繰入金	33,844,809	△ 361,506	33,483,303
	1 基金繰入金	31,042,932	△ 361,506	30,681,426
3	諸収入	39,526,553	44,910	39,571,463
	1 雑入	7,186,350	44,910	7,231,260
4	県債	92,243,500	739,000	92,982,500
	1 県債	92,243,500	739,000	92,982,500
	歳入合計	732,006,015	632,789	732,638,804

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		31,580,554	2,448	31,583,002
	1 企画費	4,435,529	2,448	4,437,977
2 民生費		70,236,898	34,028	70,270,926
	1 社会福祉費	45,819,420	22,835	45,842,255
	2 児童福祉費	20,509,058	11,193	20,520,251
3 衛生費		34,942,838	38,916	34,981,754
	1 公衆衛生費	25,393,172	38,916	25,432,088
4 農水産業林費		76,891,943	16,068	76,908,011
	1 農業費	15,854,114	△ 43,251	15,810,863
	2 農地費	31,372,185	9,300	31,381,485
	3 林業費	18,423,648	45,054	18,468,702
	4 水産業費	7,282,376	4,965	7,287,341
5 土木費		109,220,618	153,100	109,373,718
	1 道橋りょう費	49,013,420	94,900	49,108,320

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 河川海岸費	23,631,058	35,000	23,666,058
	3 住宅費	2,120,509	23,200	2,143,709
6 警察費		42,823,881	4,380	42,828,261
	1 警察管理費	38,795,560	1,538	38,797,098
	2 警察活動費	4,028,321	2,842	4,031,163
7 教育費		174,294,131	24,875	174,319,006
	1 社会教育費	2,906,048	24,875	2,930,923
8 災害復旧費		11,881,577	358,974	12,240,551
	1 農林水産業 災害復旧費	5,853,271	39,488	5,892,759
	2 土木災害 復旧費	5,931,538	288,596	6,220,134
	3 警察災害 復旧費	7,664	16,865	24,529
	4 教育災害 復旧費	70,581	10,735	81,316
	5 民生災害 復旧費	18,523	3,290	21,813
歳出合計		732,006,015	632,789	732,638,804

第2表 債務負担行為補正		
追 加		
事 項	期 間	限 度 額
1 庁舎保守管理等業務	平成19年度	千円 305,000
2 熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業	平成19年度	129,000
3 指定野菜価格安定対策資金支払保証 社団法人熊本県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対し県の必要造成計画額の4分の1を限度とし、その不足額を補助する支払保証	平成18年度 ～平成19年度	150,000
4 道路維持費	平成19年度	62,000
5 道路新設改良費	平成19年度	1,950,000
6 橋りょう維持費	平成19年度	10,000
7 河川改良費	平成19年度	272,000
8 砂防費	平成19年度	105,000
9 海岸保全費	平成19年度	38,000
10 港湾建設費	平成19年度	180,000
11 天草空港航空灯火設備保守業務	平成19年度 ～平成21年度	62,100
	年次別内訳	
	平成19年度	20,700
	平成20年度	20,700
平成21年度	20,700	
12 新水俣警察署庁舎整備事業 水 俣 市	平成19年度	23,000

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>漁 港 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費</p> <p>公 共 土 木 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費</p>	<p>千円</p> <p>2,000</p> <p>160,000</p>	<p>(借入先)</p> <p>財務省、日本郵 政公社、公営企業 金融公庫、会社、 その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。</p> <p>発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年10% 以 内</p>	<p>据置期間を含め 30年以内</p> <p>半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等</p> <p>但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。</p>
<p>計</p>	<p>162,000</p>			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
河川国庫補助事業費	千円 1,556,000	(借入先) 財務省、日		掘置期間を 含め30年以内	千円 1,571,000			
道路直轄事業負担金	4,591,000	本郵政公社、 公営企業金融		半年賦元利 均等償還又は	5,135,000			
漁港災害現年発生国庫補助事業費	6,000	公庫、会社、 その他		元金均等償還、 満期一括償還	18,000			
公共土木現年発生国庫補助事業費	1,547,000	(借入方法)		等	1,564,000			
教育施設現年発生国庫補助事業費	700	証書借入又 は証券発行(他		但し、県財 政の都合によ	2,700			
単県治山事業費	120,000	の地方公共団 体との共同発		り、繰上償還 をなし、又は	104,000			
教育施設現年発生単県災害復旧事業費	19,000	行を含む。) (その他)	年10% 以 内	借り換えをす ることができ る。	22,000			
		工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することがで きる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。						(補正前に同じ)
計	7,839,700				8,416,700			

## 平成18年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第1号）

(総 則)

第1条 平成18年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
有料駐車場料金徴収等業務	平成19年度 ～平成20年度	千円 56,000

**熊本県告示第 1277 号**

次の森林を解除予定保安林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県天草市天草町下田南字鬼海 3929-3
- 2 保安林として指定された目的 落石の危険の防止
- 3 解除の理由 道路用地とするため

**熊本県告示第 1278 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県上益城郡山都町・阿蘇郡小国町（以上 2 町国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県関係地域振興局並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 1279 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字大川内字小川内 390 の 1（次の図に示す部分に限る。）、390 の 2、391、392、字小川内平 1184 の 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字小川内 390 の 1・390 の 2・391・字小川内平 1184 の 1（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県葦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 1280 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字女島字鬼塔 3053 の 1、3055・3059・3060・3061 の 1・3062 の 1（以上 5 筆筆界未定）、3063 の 1、3063 の 2、字西平 3066 の 1、3066 の 2、3067 の 2、3065 の 1・3067 の 1・3069・3070 の 1（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字鬼塔 3063 の 1、3063 の 2、字西平 3066 の 1、3066 の 2、3067 の 2、3069、3070 の 1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 1281 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関等を次のように指定した。

平成 18 年 12 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6580012	よしむら内科・循環器科	吉村 力也	上益城郡嘉島町大字上島 2299-1	平成 18 年 10 月 1 日
6030116	佐藤眼科	医療法人樹尚会	荒尾市荒尾 4160-270	平成 18 年 9 月 1 日
6090060	宮本内科クリニック	医療法人宮交会	菊池市隈府 277-2	平成 18 年 9 月 1 日
6010231	泉内科医院	医療法人社団五常会	八代市海士江町 3490 番地 1	平成 18 年 9 月 1 日
6400044	しばた内科クリニック	柴田 昌一郎	菊池郡大津町室 55	平成 18 年 9 月 19 日

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6414019	さかい歯科クリニック	境 忠彦	菊池郡菊陽町津久礼 3402-4	平成 18 年 10 月 1 日
6624008	せいわ歯科クリニック	石井 洋一	上益城郡山都町大平 185	平成 18 年 10 月 1 日

〔薬局〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
0000998	ひまわり薬局	株式会社アテナ	人吉市宝来町 1284-3	平成 18 年 9 月 1 日
0000999	たんぼぼ薬局	株式会社アテナ	人吉市相良町 7-27	平成 18 年 9 月 1 日

**熊本県告示第 1282 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 12 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員	延長	備考
			後	(メートル)	(メートル)	
		球磨郡山江村大字万江字西大川内	前	4.7	114.5	緊道整
		182 番 3 地先から	後	12.4		
		同 所	前	13.6	114.5	
		182 番 2 地先まで	後	52.7		
		球磨郡山江村大字万江乙字光永恵		9.4		

主要 地方 道	坂本人吉 線	同 所	416 番 1 地先から	前	～ 85.4	307.0	緊 道 整	
			422 番 1 地先まで	後	21.8 ～ 96.4	307.0		
		同 所	球磨郡山江村大字万江乙字藤渡瀬	前	10.7 ～ 17.8	61.8		緊 道 整
			286 番 1 地先から	後	15.2 ～ 61.8	61.8		
一般 県道	皆越免田 線	同 所	球磨郡あさぎり町皆越字堂ノ上	前	10.7 ～ 33.7	204.5	単 防 災	
			181 番 7 地先から	後	13.0 ～ 46.5	204.5		
			286 番 1 地先まで					

2 区域を変更する期日 平成 18 年 12 月 20 日

#### 熊本県告示第 1283 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 12 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	矢部阿蘇公園線	上益城郡山都町入佐字脇 463 番 1 地先から 同町入佐字南吉鶴 287 番 1 地先まで	380.0	緊 道 整

2 供用を開始する期日 平成 18 年 12 月 20 日

#### 熊本県告示第 1284 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から廃止の届出があった。

平成 18 年 12 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
6030110	佐藤眼科	佐藤 智樹	荒尾市荒尾字上川後田 4160-270	平成 18 年 8 月 31 日
6090058	宮本医院	宮本 雄一	菊池市隈府 775 番地	平成 18 年 8 月 31 日
6400006	柴田医院	柴田 昌昭	菊池郡大津町室 55 番地	平成 18 年 9 月 18 日

〔薬局〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
0000689	ひまわり薬局	有限会社サルート	人吉市宝来町 1284-3	平成 18 年 8 月 31 日
0000811	たんぽぽ薬局	有限会社サルート	人吉市相良町 7-27	平成 18 年 8 月 31 日

**熊本県告示第 1285 号**

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 15 条の規定により、次の医療機関から辞退の届出があった。

平成 18 年 12 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定辞退年月日
6060016	行徳診療所	行徳 雄平	天草市城下町 6-3	平成 18 年 12 月 11 日

**熊本県告示第 1286 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字矢津田字柳谷 3377 の 1、3377 の 2、3378、3379、3385 の 2、3386 の 2、3387 の 2、又 3387 の 2、3388・3390 合併 1、3389
  - 2 指定の目的 水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 1287 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字湯山字水洗 2443
  - 2 指定の目的 水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

**熊本県公告第 920 号**

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 18 年 12 月 1 日
- 2 名称  
特定非営利活動法人絆
- 3 代表者の氏名  
松本 宗子
- 4 主たる事務所の所在地  
熊本市八王寺町 40 番 6 号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、日比両国における福祉及び介護に関する課題を取り上げ、両国の市民を対象に課題について情報交換をし、インターネットによる情報提供事業を行うことによ

り、保健、医療又は福祉の増進を図り、かつ、国際協力推進並びに公共の福祉に寄与することを目的とする。

#### 熊本県公告第 921 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 18 年 12 月 1 日
- 2 名称  
特定非営利活動法人イルカの会
- 3 代表者の氏名  
松本 美紀子
- 4 主たる事務所の所在地  
熊本市黒髪五丁目 27 番 19 号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、精神障害者及びその家族、精神疾患全般に関心のある人に対して、精神疾患に関する知識の普及に関する事業を行い、精神障害者とその家族の福祉の向上に寄与することを目的とする。

#### 熊本県公告第 922 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
玉名市河崎字出ノ上 548 番 1、同 550 番 1、同 550 番 2、同 551 番、同 556 番 1、同 558 番 1、同 560 番 1、同 561 番 1、同 570 番 19、同字中日出 709 番 1、同 711 番 1、同 712 番、同 713 番 1、同 714 番 1、同 716 番及び里道の一部  
8,441.06 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
玉名市河崎 600 番地  
株式会社ブリヂストン 熊本工場

#### 熊本県公告第 923 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 18 年 12 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示  
熊本市水前寺三丁目 160 番  
宅地 3,820.08 平方メートル  
最低売却価格 527,000,000 円
- 2 入札期日  
平成 19 年 2 月 23 日（金） 午前 10 時
- 3 入札場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館地下 1 階 監理課入札室
- 4 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。  
なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格  
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ないもの  
(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。  
 提出方法 持参又は郵送による  
 提出期限 平成 19 年 2 月 21 日（水） 午後 5 時  
 （郵送の場合は提出期限までに必着）

提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課

- 9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 個人の場合 印鑑証明書
  - (2) 法人の場合 印鑑証明書
  - (3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
- (1) 契約締結期限 平成 19 年 3 月 9 日（金）
  - (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
  - (3) 契約締結場所 熊本県が指定する場所
  - (4) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）等を承知のうえ、入札するものとする。
  - (5) 問い合わせ先  
 熊本県総務部管財課（電話 096-333-2122）

**熊本県公告第 924 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ロックタウン荒尾  
 荒尾市原万田 628 番 1 ほか
- 2 変更した事項
  - ① 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
 （変更前）代表取締役 横田稔弘  
 （変更後）代表取締役 羽間和彦
  - ② 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 （変更前）

小売業者		住 所
名 称	代表者（法人の場合）	
マックスバリュ九州(株)	代表取締役 坂野邦雄	福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目 13 番 21 号
その他未定		

（変更後）

小売業者		住 所
名 称	代表者（法人の場合）	
マックスバリュ九州(株)	代表取締役 坂野邦雄	福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目 13 番 21 号
(株)雑貨屋ブルドッグ	代表取締役 久留米唯人	静岡県浜松市平口 5228 番地
(株)ハニーズ	代表取締役 江尻義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地 1
(株)マックハウス	代表取締役 栗原勝利	東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号
(株)ビューカンパニー	代表取締役 松村洋祐	大阪府大阪市淀川区宮原三丁目 4 番 30 号
(株)大創産業	代表取締役 矢野博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号
(株)マツモトキヨシ	代表取締役 松本南海雄	千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1
青山商事(株)	代表取締役社長 宮前省三	広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号
(株)明林堂書店	代表取締役 林新太郎	大分県別府市山の手 15 番 15 号
(株)立石光視堂	代表取締役 立石久幸	福岡県久留米市中央町 35 番 16 号
(株)ミヤコ	代表取締役 瀧上照弘	福岡県福岡市早良区城西三丁目 21 番 1 号

- 3 変更の年月日
  - ① 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
 平成 18 年 5 月 26 日
  - ② 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 平成 18 年 10 月 25 日

- 4 変更する理由
  - ① 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
代表者交代のため
  - ② 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
小売業者が決定したため
- 5 届出年月日  
平成 18 年 11 月 9 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局総務振興課  
平成 18 年 12 月 20 日から平成 19 年 4 月 20 日まで